

習志野市からだ・心・歯の健康づくりを推進し、地域社会全体で
個人の健康を支え守るための社会環境の整備に取り組むまちづくり条例
(通称) 習志野市健康なまちづくり条例 (案)

～全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して

幸せな生活ができる健康なまちづくりをめざして～

◆(通称) 健康なまちづくり条例制定の背景

少子高齢化の進展や社会、経済情勢が変化する中で、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間とされる健康寿命の延伸や、都市基盤・雇用環境等を要因とした健康格差の解消、さらには医療保険制度や介護保険制度を健全に運営することが、本市のみならず我が国全体の問題となっています。

こうした問題に対応するためには、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策のさらなる充実と、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め主体的に行動する地域社会を創造し、健やかで充実した生活を送るための社会環境を整備する健康なまちづくりが求められており、本市におけるこれまでの取り組みを発展させ、推進していく必要があります。

◆本市におけるこれまでの取り組み

本市では平成16年3月に、平成16年度から26年度までの11年間を計画期間とする、健康づくりの総合計画として『健康なまち習志野』を策定し、市民の健康を「日頃の健康づくり」、「食生活」、「心の健康」、「地域活動」、「暮らしやすさ」、「環境」と広い領域で捉え、「市民一人ひとりがいきいきと健やかで心豊かに生活すること」を目的として、健康なまちづくりを推進してきました。

また、11年間の計画期間を3期(第1期:平成16年度から19年度、第2期:平成20年度から22年度、第3期:平成23年度から26年度)に分け、各計画期間における施策の取り組み状況について評価、見直しを行っています。

◆『健康なまち習志野』の基本理念と課題

『健康なまち習志野』は、ヘルスプロモーション(世界保健機関が1986年のオタワ憲章で提唱した新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略で、2005年のバンコク憲章で承認された『人々が自らの健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス』のこと)の考え方を基本理念としており、市民が自ら健康づくりに取り組めるように支援するとともに、その活動を社会全体で支えていく環境の整備を図ってきました。

しかしながら、第3期計画策定時の平成22年5月に実施した健康意識調査結果では、市民の健康意識の向上が図られる等、一定の成果は見られますが、健康なまちづくりを十分に意識して取り組んでいるとは言えない分野もあることがわかりました。

◆(通称) 健康なまちづくり条例制定の必要性

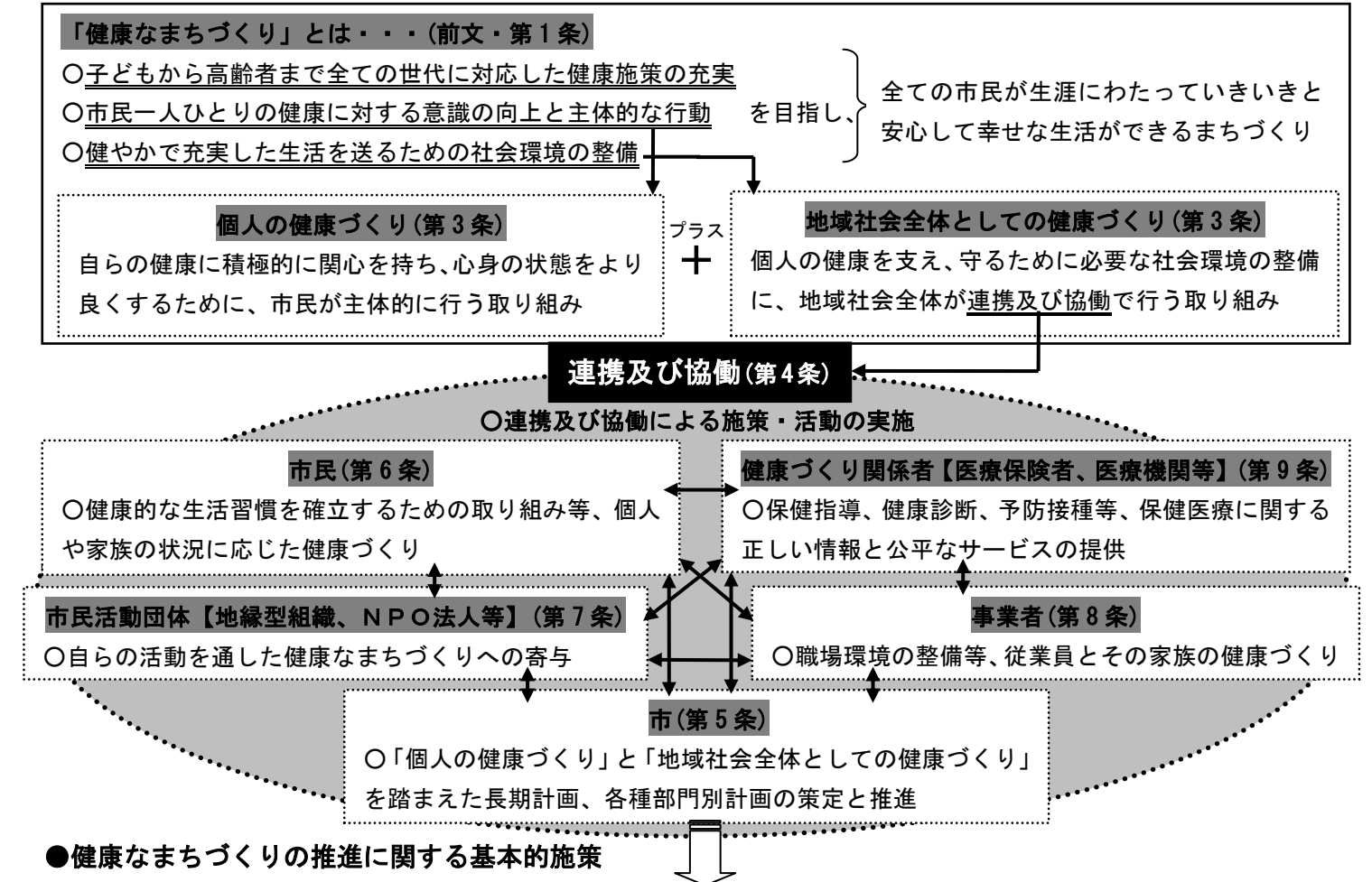
全ての市民が生涯にわたっていきいきと安心して幸せな生活ができる健康なまちづくりを発展させ、推進していくためには、ヘルスプロモーションの考え方にに基づき、市民一人ひとりが持つ健康観は多様であることを理解しながら、従来の「個人の責任、意識、努力に基づく健康的な生活習慣づくり」に加え、「個人の健康を支え、守るための社会環境づくり」に、市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者が多分野間で連携及び協働し、取り組むことが必要です。

そこで、本市における確固とした健康なまちづくりのビジョンを将来にわたって永続的に市民にお示しすることが必要であると考え、健康づくり全般に関わる条例を制定しようとするものです。

なお、本条例は、市、市民、市民活動団体、事業者、健康づくり関係者が、それぞれの責務を踏まえ、健康なまちづくりの推進に努めるとともに、相互に連携及び協働し健康なまちづくりに取り組んでいくこととする市の施策の枠組みを提示した条例であり、市民等に義務を課しまたは権利を制限することを内容とする条例ではありません。

(通称) 習志野市健康なまちづくり条例 (案) 概要

●(通称) 健康なまちづくり条例の趣旨・目的・基本理念



●健康なまちづくりの推進に関する基本的施策

